

高浜市子ども・子育て支援事業計画(案)に対する意見及び回答

1 パブリックコメント実施状況

- (1) 意見の提出期間 平成27年2月2日(月)～平成27年2月16日(月)
- (2) 意見件数 1件(人数1名(内訳:電子メール1名))

番号	意見の対象箇所	意見	回答	対応
1	12ページ 課題の部分 36～37ページ 子ども・子育て支援法(概要)全般	12ページには、「子育て支援に対するニーズの増加も想定されることから、必要に応じた子育て支援に展開が必要」との記載があります。また、36～37ページには子ども・子育て支援法の概要の記載があります。これらを総じて、以下に意見提示させて頂きたく。 H27年度、内閣府が発表した子ども・子育て支援新制度では、保育を必要とする事由に「育児休暇中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」という文言が追加され、育児休暇中も既に保育利用児童がいた場合も退園する必要はないとの記載があります。高浜市では現在、第二子、第三子ができ、育児休業を取得した場合は保育園を退園しなければならない制度が採用されており、27年度の保育園入園向けの資料にも保育を必要とする事由に育児休暇中の文言は記載されていませんでした。確かに、育児休暇中は子どもを見ることは可能ですが、退園という措置をとること	子ども・子育て支援新制度では、保育を必要とする事由に「育児休暇中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」が明記されました。これは、現行制度における取扱いを踏まえ、①次年度に小学校入学を控えているなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるとき。とされています。本市においては、上記を勘案し、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第5条にある育児休業取得時において、既に保育を利用している3歳以上児の児童に対して継続入園を認めています。ただし、3歳児・4歳児においては、本児が卒園するまでに保護者が育児休業後、出産	ご意見として承ります。

		<p>で、再度子どもの保育園探しや面接、入園説明会への参加等二重の手間をかけなければならなくなります。子どもが増えるほどこの手間は増えることは明らかだと思います。また、子ども自身も保育園に慣れた所で退園となると環境も変わり、また落ち着いた頃に再度保育園入園となると子どもの精神面への負担も無いとは言えないと思います。これらを踏まえ、高浜市もまた国の保育制度に足並みを揃えるべく、保育事由に育児休業所得中も追加して頂きたい。私自身が話を聞きに行った所、碧南市や安城市、一宮市や稲沢市、他県で言いますと京都市では既に保育事由に育児休業中が追加されていました。働く女性への負担、子どもへの負担を考えて追加したという話を聞きました。特に安城市や京都市では働く女性を支援しようという具体的な動きが見られました。例えば、育児休業中の保育短時間利用や、一時休園制度等でした。これらを利用することで、継続してその園を利用可能で、働く女性をしっかりとサポートしており、また子どもへの負担についてもしっかりと考慮されているという印象を受けました。また、支援センターや生き生き広場で開催される赤ちゃんぶちサロン等で働くママの話を聞いたところ、この保育園退園がネックとなり二人目以降を中々プラスに考えられないという声も非常に多く聞きました。また、実際に二子目の育児休業中に入り上の子が退園となり、再度入園が決まったものの別</p>	<p>前と同じ職場に復職をすることを要件としています。なお、この取扱いは、平成26年度も同様です。</p> <p>ホームページや次年度の保育園入園向け資料に育児休暇中における継続入園の取扱いを追記いたします。</p>	
--	--	---	--	--

		<p>の園であるため、再度入園準備をしなければならず、一式備品を揃え直したりする必要があったり、子どもを振り回してしまっているようで申し訳ないという声を聞いたりしました。三人目は到底考えられないとのことでした。上記したものは一個人の意見にはすぎませんが、働く女性として、誰もが同じことを思うような気がします。内閣府が発表している事由に追加されたということは、育児休業を取得する女性が増え、そのような声が多くあったためだと思います。高浜市にも働く女性はたくさんいます。私自身も現在第一子の育児休暇を取得していますが、4月より保育園に娘を入園させます。娘を思うと、自身で保育することが最もであるとは思いますが、入園した園を第二子ができ育児休暇を取得したからと言って退園させる必要はないと思っています。短時間利用や一時休園制度等には賛成で、そのような制度があれば積極利用したいと考えている所存ではあります。制度化に当たり、保育士の都合等弊害があることは重々承知で申し上げますが、内閣府発表の子ども・子育て支援新制度に足並みを揃えるべく、その根底には働く女性支援があり、私自身も一働く女性として保育を必要とする事由に育児休業取得中を追加して頂きたいです。以上よろしくお願ひします。</p>		
--	--	--	--	--